

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県高岡郡中土佐町

2 構造改革特別区域の名称

中土佐町ふるさと農業資源活用特区

3 構造改革特別区域の範囲

中土佐町の区域の一部（大野見地区）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本町は、高知市より国道 56 号を西へ 47 km、北緯 33 度 19 分 27 秒、東経 133 度 13 分 51 秒、の太平洋岸に面した高知県の中西部に位置し、東西 20.0 km、南北 20.7 km、面積 193.40 km²である。海岸部（中土佐地区）と海拔 300m以上の山々に囲まれた台地部（大野見地区）と大きく二分される。中土佐地区は北西及び西南には山嶺が連立し、その尾根の先端は土佐湾に突出して岬となり壁状の海岸線を形成しており、これらの山嶺に源を発する数本の中小河川が土佐湾に注ぎ、河口域は漁港、河川流域には平野が散在して農地をなしている。一方、大野見地区は、四万十川上流域に開けた地区であり、地区内を蛇行する四万十川が地区をほぼ東西に二分し、その両岸に農地が開け、集落が点在している。日本最後の清流四万十川、緑豊かな山野、青い海、土佐湾に展開するリアス式の海岸線など、変化に富む風致を備えた自然環境に恵まれた町である。

(2) 気候

本町の気候は、中土佐地区と大野見地区で大きく二分される。

中土佐地区では、土佐沖を流れる黒潮と地形との影響で平均気温約 16～17℃、年間降水量は 2,800 mmを超えることもあり、温暖多雨で作物の育成には好適な条件となっている。

一方、大野見地区は、平均気温が 15～16℃であるが、冬場には最低気温が零下 8℃になることがある。年間降水量は 3,500 mm余。

両地域とも、夏から秋にかけて大雨を伴った台風がしばしば来襲し、農作物ならびに諸施設に及ぼす影響には大きいものがある。

(3) 人口

人口は 7,584 人（平成 22 年国勢調査）で年々減少しており、平成 2 年には初めて 1 万人台を割り、以降 5 年ごとの減少率は 5%前後と高くなっている。また、世帯数は 3,109 世帯（平成 22 年国勢調査）で、昭和 60 年以降年々減少し、それに伴い世帯あたり人員も減少傾向を示している。

また、総体的に人口が減少しているなかで、加えて新生児が減少しているため、若年層が減

少する一方、65歳以上の高齢者人口が増加する傾向にあり、高齢者比率は、平成17年では県平均25.9%に対し35.1%と高い数値を示している。

(4) 産業

本町の平成22年(国勢調査)における就業者数は3,451人であり、平成12年に比べ912人(20.9%)の減少となっている。就業者比率では、第3次産業が56.2%と最も高く、次いで第2次産業22.8%、第1次産業21.0%の順となっている。

第1次産業は、従来、地域の基幹産業であるが、収入が不安定なことに加え、就労者の後継者不足や高齢化が進み、平成12年に比べ就業者数は27.6%減少している。

第2次産業は、近年、国及び地方公共団体の財政状況の悪化などから、継続的な公共事業の発注が困難な状況になりつつあり、平成22年では、平成12年の就業者数に比べ36.6%減少している。

第3次産業は、平成12年に比べ就業者数が8.5%減少してはいるものの、就業者比率は50%を超えている。徐々に第3次産業に移行する状況がうかがえるが、平成12年以降は、ほぼ横ばい状態となっている。その背景として、卸売り・小売業及び運輸・通信業の減少が大きいことがわかる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の農業は、米価の下落や生産調整などに起因する厳しい経営環境、集落の過疎や就農者の高齢化などによる担い手不足に直面しており、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域の活力低下のみならず、国土や自然環境の保全、水源の涵養などの機能低下をも招いている。

これらの課題を克服し、新たな事業展開による特色ある地域づくりを進めるためには、従来型の生産・供給中心の産業振興から、第1次産業で生産される農林業の地場資源を、第2次産業の加工等で高付加価値化を図り、さらに観光産業などの第3次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るといふ、農・商工など各産業間の連携による6次産業化が必要である。

このような中、本町は、県内でも良質の米が取れる産地であり、現在、生産者等で組織された協議会において、米の更なる品質向上や供給体制の整備、販売戦略の構築や販路開拓等でのブランド化の推進が行われている。これに連動した米の付加価値を高める取組として、濁酒製造は必要不可欠と考えている。

また、濁酒の製造を行うことで、本町における新たな商品開発、また各産業間の連携を図り、地域の活性化に取り組みたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」では、本町農家が生産した高品質な米による自家製濁酒を生産することで、地域農産物の利用拡大と本町の知名度向上を目指す。

知名度の向上により、都市住民が本町を訪れる回数が増えることで、地区の米や他の農産物を食し、購入する機会も増え、結果として消費や販路の拡大につながる。また、都市部との交流が盛んになることにより、地域住民の活力が増進するなど、地域づくりの新しい展開が生まれることが期待できる。

本町の豊富な資源である海、山、川の美しい自然や歴史・文化などとあわせ、地区の滞在者に対する新たな郷土食として濁酒を加えることで魅力を高め、更なる交流人口の増加を促進し、農業振興及び全町的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町の農業振興や観光事業に対する対策の一つとして、農園レストランや農家民宿等での事業展開は有望である。中でも、本地区の豊富な自然資源を活かした特色ある自然体験プログラムとあわせた濁酒等の提供は、相乗効果による農業経営や観光事業の安定化、及び交流人口の増加にとって極めて重要である。

具体的な効果としては、濁酒を特産品化することで地域ブランドの知名度が向上し、都市部からの誘客が促進され、交流人口の増加による本地区農産物等の消費拡大が予想される。また、農園レストランや農家民宿の営業、濁酒の提供により、農家の所得が向上することで、農業経営の意識改革が期待されるとともに、本町の農業振興による活性化にもつながる。

(1) 交流人口の増加

特色ある地域としての魅力が高まることで、交流人口の拡大が期待される。

年度	地区名	平成 24 年度	平成 30 年度目標
入込客数	中土佐地区	34,762 人	42,000 人
	大野見地区	5,094 人	8,000 人
宿泊者数	中土佐地区	11,117 人	15,000 人
	大野見地区	2,422 人	5,000 人

(2) 新規起業の促進

農家等の濁酒の製造により、農園レストラン等や農家民宿等での新たな起業が期待できる。

○農園レストラン、農家民宿での濁酒等製造計画

区 分	平成 26 年度目標	平成 31 年度目標
農園レストランでの濁酒製造件数	1 件	2 件
農家民宿での濁酒製造件数	0 件	1 件
合 計	1 件	3 件

(3) 農産物・特産品直売所の販売額の向上

濁酒の製造による交流人口の増加に伴い、農産物や特産品の販売額の増加による農業所得の向上が期待できる。

○主な農産物・特産品直売施設の販売計画

区 分	平成 24 年度	平成 30 年度目標
中土佐町農産物直販所	6,694 千円	10,000 千円

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農園レストランや農家民宿）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

中土佐町の区域の一部（大野見地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農園レストランや農家民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、地域の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながら農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進にもつながるものと考えられる。

このような民間の自発的な取組が広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。